

希望する人は
申請を

青葉団地市営住宅A棟の入居者を募集します

平成28年3月末に完成予定の青葉団地市営住宅A棟（南大町2丁目）の入居者を募集します。なお、現在、他の市営住宅で待機中の人も申請可能です。

▽**対象住宅** 青葉団地市営住宅A棟（10階建・エレベーターあり）

▽**対象戸数** 18戸（1LDK＝2戸、2LDK＝10戸、3LDK＝6戸）

※1LDKは高齢者単身世帯専用、2LDK・3LDKは家族世帯専用です。

▽**住宅使用料（家賃）** 1LDK＝月額23,400円程度、2LDK＝月額27,000円程度、3LDK＝月額31,700円程度

※上記の金額は、各間取りの最低家賃ですので、所得金額により上昇します。また、正式な金額は住宅完成後に確定しますので、現時点での概算額で掲載しています。

▽**申請書交付期間** 3月1日～4月22日

▽**申請期間** 4月11日～22日

▽**決定方法** 弘前市営住宅運営委員会の審議により決定します。ただし、申請多数の場合は、公開抽選会により決定します。

■**問い合わせ・申込先** 財産管理課住宅係（☎35・1321）／市営住宅サービスセンター（☎40・7013）



△青葉団地完成予定図

自然に親しんで
みませんか

市民農園の利用者を募集します

4月に開園する小栗山農村交流公園内農園（小栗山字沢部）と相馬昴農園（湯口字二ノ安田）の利用者を募集します。郊外の空気に触れながら、野菜や花の栽培を楽しんでみませんか。

▽**対象** 農家以外の市民

▽**区画数および使用料**

【小栗山農村交流公園】

○1区画50㎡＝100区画／年間5,140円

○1区画48㎡＝21区画／年間4,930円

○児童が利用できる学童農園、車いすで利用できる農園＝無料（利用希望者は相談を）

※ハーフバスケットコートや多目的広場も無料で利用できます（多目的広場は申し込みが必要）。

【相馬昴農園】

○1区画30㎡＝158区画／年間3,080円

○1区画21㎡＝6区画／年間2,160円

○1区画19㎡＝4区画／年間1,950円

※管理棟（集会室・休憩室）や炊事棟が有料で利用できます（農園利用者は無料）。

▽**申込方法** 小栗山農村交流公園は農業政策課（市役所4階、窓口452）に、相馬昴農園は相馬総合支所総務課（相馬庁舎1階）に、それぞれ備え付けの申請

書に必要事項を記入し、3月15日まで（土・日曜日を除く）に持参または郵送でお申し込みください。いずれも申込者が多数の場合は抽選になります。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

■**問い合わせ・申込先** 農業政策課計画推進係（〒036・8551、上白銀町1の1、☎40・7102）／相馬総合支所総務課農林係（〒036・1592、五所字野沢41の1、☎84・2111、内線805）

このほか、農家などが運営する市民農園が開園します。詳しくは、各市民農園にお問い合わせください。

■**市民農園ナリタ**（乳井字石田、☎携帯090・2604・7512）

○1区画50㎡＝20区画／年間5,000円

■**市民農園弘前アグリインホリデー**（小沢字広野、☎87・8888）

○1区画50㎡＝56区画／年間7,000円

■**市民農園ひまわり**（宮地字川添、☎82・1055）

○1区画約50㎡＝100区画／年間5,000円



障害者差別解消法が施行されます

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害者差別解消法では、「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮をしないこと**」が、差別になります。

■**問い合わせ先** 福祉政策課（☎40・7036）

不当な差別的取扱いに当たる具体例

お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で、断られた。



スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に、入会を断られた。



アパートの契約をするときに障がいがあることを理由にアパートを貸してくれなかった。



これらは、障がいのない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

※記載した具体例については、あくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではありません。

合理的配慮の具体例

車椅子の人が乗り物に乗る時に手助けをすること。



窓口で障がいのある人の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること。



※合理的配慮…障がいのある人が困っている時に、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうこと。

【よくある質問と答え】

Q 民間事業者による取り組みがきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

Q 近所の人から差別的なことを言われました。その人は罰を受けないのでしょうか？

A 障害者差別解消法が禁止しているのは、市役所や会社・お店などによる差別です。この法律が、一人一人のすることや考えを罰することはありません。